

## 建設会臨時総会（書面審議）の結果ご報告

建設会会員の皆様には、日頃より厚いご支援を頂戴し、誠にありがとうございます。

先般、建設会臨時総会(書面審議)にてお諮り致しました「会則の一部改正」につきまして、反対等のご意見がございませんでしたので、下記の通り改正致します事をご報告申し上げます。

### 記

【審議内容】原則2年に1回の総会開催を延期した場合、これにともなう役員改選が行えず会則と齟齬が生じることから、会則の一部改正を行うこととする。

#### 会則の一部改正

現行	改正
第3章 役員 第8条 (6) 役員任期は2年とする。 ただし、再任を妨げない。	第3章 役員 第8条 (6) 役員任期は <u>原則</u> 2年とする。 ただし、再任を妨げない。

以上